金毘羅參詣名所圖會

五

金毘羅參詣名所圖會巻之五

目錄

安益川　鞍ヶ岡　甲智の御所之古趾　寶幢菴
城山の神社　松山の館之古趾　鴨の神社　神谷の神社
菅公祈雨之古蹟　延喜地藏　高屋天皇の社　白峯山
同林院本堂　千躰堂　諸神勸請塚　大師堂
善女龍王祠　藏王權現社　行者堂　馬ヶ嶽
金堂　鐘樓　十王堂　鎮守辨天祠　崇德天皇の陵
六條刑部為義塔　鎮西八郎為朝塔　御廟靈殿　本地堂
相模坊の社　御供所　時忠祈願之塔　西行腰掛石
頓證寺形の燈籠　勅額門　同額面之圖　玉章木

東京帝國大學圖書之印

本坊未院 他宮
朝千鳥琵琶塚
顕氏神社の夢むる圖
松が浦の神社
伯の磯
乃生嵜
國分寺
藥師堂
霊樹の枯木
吉水茶堂
大師堂
茶堂開伽井
兒が嶽
松山
松樹石
青海の浦
乃生の坂の林
金堂の古趾
毘沙門堂
二王門 本坊
不動堂
本坊 茶堂
大門
爲義爲朝之圖
松が浦
松石 磬石
天皇烟の宮
名産五加皮茶
大塔の古趾
鐘楼 茶堂
小太郎復讐の圖
足尾明神祠
二王門
頼朝公之塔
西行御廟と吊ふ圖
松山の津
網の浦
吹雪谷
石蛤蜊
大師堂
蓮池
国分八幡宮
根香寺
香西の浦

金五ノ目ノ一

郷東川
重仁親王古塚
絃打山
藥王寺
遊糸の濱
鷺田の古城
権現の社

綾の川　安益の川阿野の川
又阿倉水綾水
とも書き河辺と
加茂村と又るもと
いる故に俗に加茂
川と又り

惣て此もとりは安益郡
なるを以て安益と号くる
地名多し

名寺
霧ふれぬ綾の川迄に
雲ふる声あり
谷の行方を知る
中宮内侍

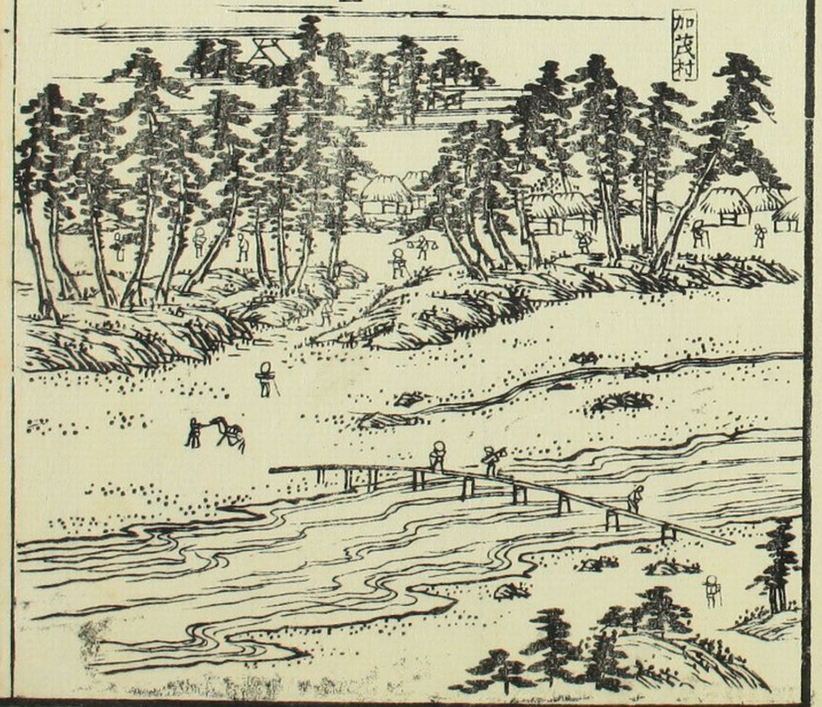

鞍ケ岡　安益川の西向ふ四五丁許ふ行り甲智の郷府中村こゝ

甲智之御所之古趾　鞍ケ岡こゝ行り崇徳天皇林田の御所よりこゝ移らせ給ひこゝ

崇徳天皇宮　鞍ケ岡の山上ふ行り社前こ接播の二樹あり

観音堂　十一面観世音と安置と天皇の宮の傍ふ行り

室憧菴　観音堂こ並ぶ菴主観音堂および天皇の宮と守護と

新院讃岐の国こ遷らせ給ひこゝ林田の御所ふまゝまん寿三年其後此鞍ケ岡

ふ御所と造り移り奉る則甲智の郷なるゆ故こ甲智の御所とゝ又国府の御所

ゝふ此所こ三ヶ月間こ五部の大乗経と書写り給ひ都近き所こ納めこ思召

給ひこゝ京師へ登りゝふ其時の御製こ

濃千鳥行くと都へくだも身ハ松山こ音とのゝぞわゝと遊ばれ平治

元年の春のころ仁和寺の御室へ申せ給ひ一ヶ月五の宮よりも関白殿へ此由つゝ申せ

給ふ殿下こもよきこ申せ給へぶ主上つゝ御ゆるされもなくして彼御経と則ち

返りつゝこ親院此由と聞しめこ口惜き事こ我朝ふも限らぬ天竺震旦も国

と論ず位と事ふゝ叔父勢謀叛を起り兄弟合戦とゝん事ゆさみゝもあぶ

我此事と悔思ひ悪心懺悔の爲こ此経と書奉る所なり然こ筆の跡ぶ都こ

おくれぶる程の儀こゝうゝハカなき此経と魔道こ回向り魔王となりゝ遺恨と成

ぶんと大乗経の奥こ誓状と書き千尋の底こ沉めゝ其後ハ御凡そも刻さぬ御

髪とも剃せゝ給ふ柿の御衣のもびゝこ長頭巾と巻せゝ御姿とやつり悪念こ

もづゝこ其頃都ふ小川の侍従入道蓮如こゝ世と捨こゝ上人ひゝ昔ハ

倍従ふゝ御神楽などふハ遊こ見参こ入まつりせゝ許の人ゝれバこゝも歎奉

ゝ思ひもよらぬ大ゝ情こと人なゝられバ只一人自ら笑とゝみゝ都と出

遥ふ讃岐の国へ下りて御所のこゝに余所なぶい立廻りこゝ目もあてられ

ぬ御あるなり如何ぞ〻内方斯〻申いとゞやと志し深く伺ひられば守り
奉る武士共くとゞめられバ空〻く其日も暮ゆく折ゝ月〻花無りれバ蓮如
心と清〻く笛を吹き終夜御所をうゞかふ暁ごとに黒ごまる水干袴着と
る人内より出り便りとゝめ〻相もゆ内へ入ふ柴の御所のさるなど
實ゝいぶせさ御住居なり蓮如涙ゆむせびなぐ〻有つる人〻斯と申入し
ば院も恵〻き都の人〻昔御後ぜ〻なれバ稍〻御前へもれ
ばらん思〻やられど問ふ法も思ひ出ねべし又斯る浅ましき身とゝんを
もはゞまられバ中〻くよなく〻ゝ御涙とのゝ我〻添させうひる彼男院は
御〻き如此ゝの由を答へられバ蓮如ゞもゝ一首の奇を詠じ法後今ゝ
朝〻やゝ木のれゞよふ入ぬゞ〻君ふ志〻とでめ〻る悲〻さ
院御返歌あり

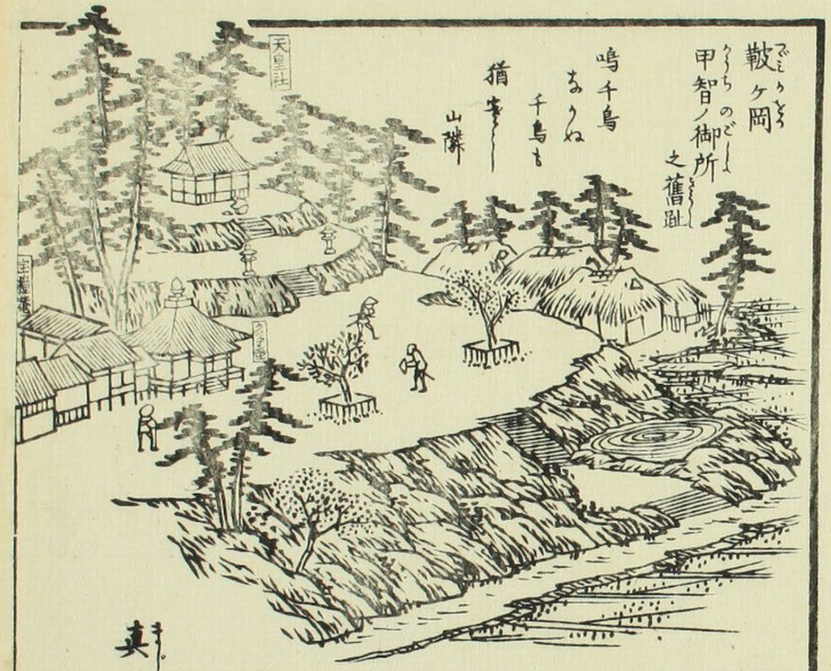

朝倉やなぐ〻とづ〻飯をふも
鉤をるひまの音をのゝ〻〻〻
蓮如ゝふ〻〻〻思へ〻是を笑ゝ
入〻法〻都へぞ飯りる其後長
寛二年八月廿六日御年四十六〻〻
崩ゝさせ給ゝ崩御の後ハ讃
岐院と申奉り〻ゝ治義元年
六月廿九日追号ひく〻崇徳
院〻〻申る近世行るゝ
百人一首一夕話ゝ又る書ハ
保元物語ふ〻れる〻ゝ国司
真島と〻所〻
御所を造りられバ〻れ〻

御座々ぶ又志度の戦ぶ岡とゝ云ふ所ゝ住せ給ひ中暑其後長覺二年八月廿四日
御年四十六ゝ〻讃岐の支度ゝ〻〻終ゝ崩ゝ〻〻せ給ひ〻ゝ去ゝ又支度ゝ〻山寺
ゝゝ〻せ給ひても年久〻〻成ゝゝれバト有是非ゝゝ
真島ハ圓亀の向ふの洋ゝゝ孤島ふ〻〻人住地ゝゝゝゝ是ハ直島の瀬ゝゝ
匹ゝゝとゝ直島ハ前ゝゝ如く一夜の舟がゝ〻〻給あゝゝ御所を宮ゝし
支畠ゝ〻ふ又志度ゝ戦ぶ岡とゝ云ハ寒川郡戦ぶ岡とゝ云ハ阿野
の郡ゝ〻其隅ゝ〻年九八里の余ゝゝ原来志度ゝ山寺もなくゝゝ海辺の平
地ゝゝ或ゝ支度ゝ〻終ゝ崩ゝゝ〻ゝ空言ゝゝ又八月廿四日
崩御の〻〻と書ゝれゝ白峯ゝ於ゝ祭祀執行ゝ所ハ則九六日ゝゝ

前王廟陵記　崇德院　紹運録曰長寛二年八月九六日崩于讃岐
配所年四十六奉葬於白峯

城山神社　府中村ゝゝ西ゝ安益川の岸ゝ十丁許西ゝゝ菅公雨を祈て給ひし法神ゝゝ
祭神　一座　神櫛王　延喜式神名帳ゝ出阿野郡三座之内ゝ
日本書紀曰景行天皇妃五十河媛生神櫛皇子稲背入彦皇子其
兄神櫛皇子是讃岐国造之始祖也ト云々
則神櫛王八人皇十二代景行天皇第十七の王子なり景行廿八年讃岐
国山田郡の司ゝゝ下給ふ同郡屋島山ゝ皇居ゝ国武れゝ君ゝ王製ゝ
守ゝ家いゝく繁栄〻王子の子孫国中ゝ連綿ゝゝ
仁和二年正月菅丞相道實四十二歳ふ〻〻讃岐守ゝ任ぜゝ同ゝ四月
讃岐国ゝ下ゝ給ひ滝の宮村ゝ官府ゝゝ住せ給ふ其ゝ同四月の夏迄ゝ所
ゝ雨ふ〻ゝ此国ゝかぎり夏の初ゝ旱〻〻ゝ雨の潤ゝゝゝぶれバ河〻池中の水つき
田畑ハ勿論諸〻の草木も悉く枝葉ゝ枯ゝ居ゝ民ハ歎ゝなげ嘆ゝ拝て刻ハ冬熱

ホいつくらをとく庶民通行の人もなく邂逅の旅余い途中錫杖を事故と自ら高
らをぬ事ども菅公此地を聞給ひ他の国々時く面あるく田畑を浮し此国を治く
降ぶる事我不徳にして国を守る支と天の罰せむる所なんら斯多民を悩ませ
是我罪なり然るとも私を計らず所をひらく天の君の勅と奉く此国を来るり
天納受給まさどんが我一命を断を給ひく仰ぎ願くは多民の慈ひを救こせ
給へと御身を清めるを多ひ当城山の神ふ祭文を捧げ西北をひ給ひしうそ
不思議なるかな晴天忽ちかき曇り雷四方ふ雲を起り光天地ふ充満く大雨類な
降しが病床ふふしたる者ども即時ふ種生田畑草木をぐくうるほひ青くと
申しが多民を救ひまの孫足の端どころと志ひ菅公の御徳を覚て男
女ども我此時の吉例なりく今ようくく毎年七月廿四日ふい城山の神(子向
うくく)流宮の竜燈流さく踊あると世ようを伝ひ地ようを祝ふ人の事
既とうるもあり妻くく拾遺のご篇ふ出を

菅丞相ハ姓菅原名ハ道實字ハ三是善郷の御子母ハ伴氏ハり兼和三年延
生くく給ふ幼さより頴悟ふくく戈父祖ふそぎ学り壮ふ及んで文章ふく
進ふ文章と屬く詩賦を作る貞観四年文章生ふ補せらるを益く官位進
んで右大臣ふなり給ふ昌泰四年正月廿日従紫太宰府ふ左遷す延喜
三年二月廿五日配所ふ於くく薨ず五十五歳安ふちふ葬る
一條院正暦五年二月大政大臣正一位と贈給ふ

本朝文粹ふ大江匡衡曰

天満自在天神或監梅於天下輔道一人或月於天上
照臨万民就中文道大祖風月之本主也

松山館之古趾 通称院より五丁許南の田の中ふあり岡ふ小川あり俗くこれを田井の
堂ふとひ生の居くく字ふ
此地ハ菅公當国の守護ふ任ぜくを下を給ひくく時在留く給ふ所の館也

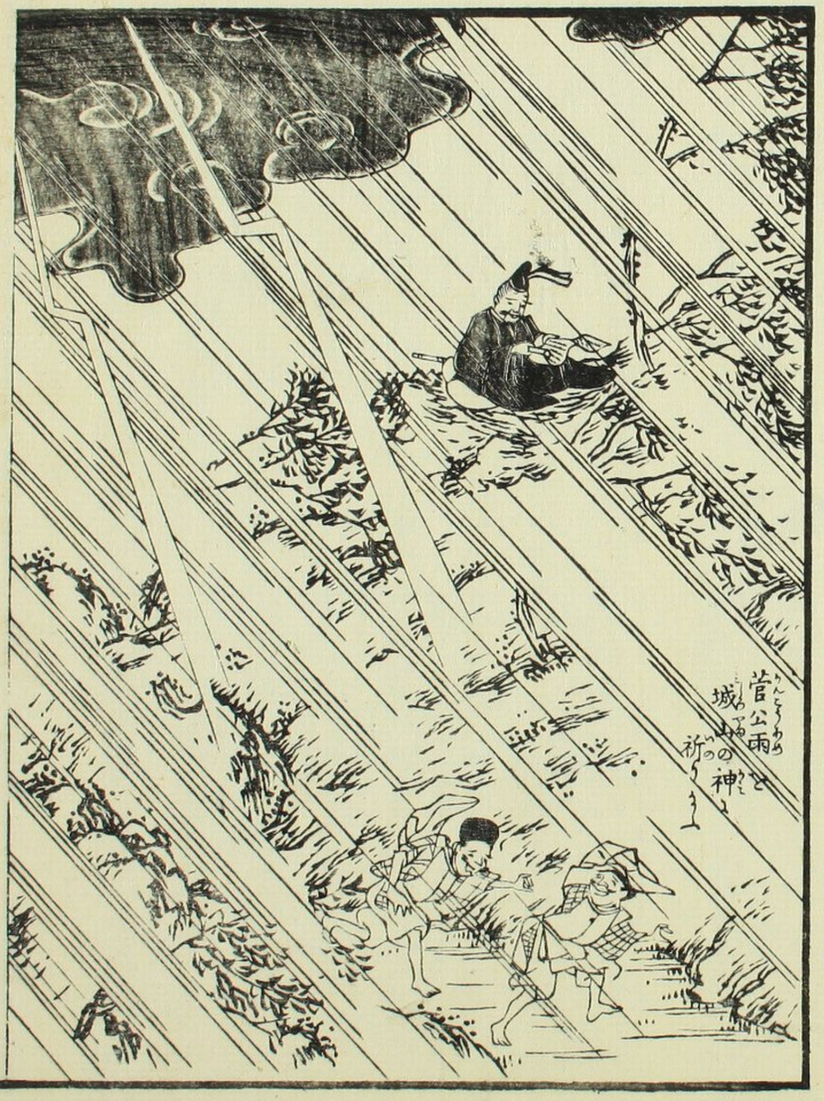

遊晩春松山館

官舎交詹枕海濱　太来風浪不生塵
轉枝危石開中道　分種小松屬後人
低翅沙鷗潮落暮　乱絲野馬草深春
釣歌漁火非交友　抱膝閑吟淚濕巾

鴨神社　安芸川の東の岸加茂村に村中生土神なり　例祭八月廿四日

祭神　一座　賀茂皇太神宮　延喜式に出阿野郡三座之内也

神谷神社　白峯の麓神谷村に村中の生土神なり　右と同神名帳に出

祭神　五座　春日大明神四座　荒神宮一座　五社明神と移る

三代實録曰貞観六年十月甞丁巳殘故國従五位下賀茂神神谷神等に
並に授従五位上

祭城山神文

維仁和四年歲次戊申五月癸巳朔六日戊戌守正五位下菅原朝臣某
以酒果香幣之奠敬祭于城山神四月以降涉旬少雨吏民之困苗種不
田某忽解三亀試親五馬分憂在任結墳惟悲嗟厚命之數奇逢此恫序
政不良也感無徹乎伏惟境内多山茲山獨峻城中數社茲社尤霊是用
吉日良辰禱請昭告誠之至矣神其察之若八十九郷二十萬口無損一
口無愁敢不蘋藻清明玉幣重疊以賽應驗以飾威稜若甘澍不饒早雲
如結神之霊無所見人之望遂不從斯乃俾神無光俾人有怨人神共失
祭或疎神其裁之勿惜冥祐尚饗

菅公祈雨之古蹟

神谷村より擔山と云此山上より城山の神を祈て終に
山上に天滿天神社あり後に松山の天神と云遍照院より十丁ばかり
正南に山なり

延喜地藏　神谷村より白峯に登る道の傍に霊験あらたなる石佛なり

天皇社　白峯の麓高屋村に土俗血の宮と云村中生土神なり

祭神一座　崇德天皇　例祭九月十七日

長宮二年九月中旬天皇の金指と白峯に登り奉る時此地におゝく指中より
御鮮血ながら出しなり是に依て此所に宮を營み血の宮と称し
例祭九月十七日に執行ふ夫は其御鮮血のながれ日々と土人言傳えり

綾松山洞林院白峯寺　南青海村にあり神谷高屋より西道の登道あり昊場八十一

本尊　千手觀世音菩薩　智證大師作　立像長三尺三寸

千躰堂　阿弥陀如来　脇士　觀音勢至共に弥陀千躰を安置　本堂の右にあり

諸神勸請塚　本堂の傍にあり　大師堂　弘法大師を安置　本堂の左に並

藏王權現社　山上にあり並に末社神多あり

白峯寺大門
大門
下馬
延喜地蔵
神谷神社
神谷村

大門を入て惣門へ
至る間道の傍山れ
畑へ頼朝公の
塔二基
朝千鳥の
琵琶墳あり
下馬
天皇社
高屋村

善女龍王祠 大師堂の傍 池の中にあり

行者堂 堂の前石階の下右の傍にあり 役優婆塞を安置す

馬ケ嶽 千鉢堂の後の方にあり

鐘撞 金堂の向にあり

金堂 本尊薬師如来 是日光月光十二神将を安置 弘法大師作

十王堂 燈籠の下左にあり 木像閻魔十王を安置 運慶作

鎮守辨天祠 十王堂の右にあり

崇徳天皇陵 白峯の半腹にあり 茶毘し奉りし所なり

六條判官源為義塔 鎮西八郎為朝塔 御墓の前左右に列す

御廟霊殿 御陵の左の傍に宮造にて崇徳帝御自筆の御影を安す

本地堂 十一面観世音菩薩 春日作 本社の前左にあり

鎮守社 同右にあり 山王の天狗相撲坊の影像を安置す 其形兜巾鉞杖を佩ひ 弦者の如し

拜殿 例月廿六日冠嚴にあり 祭祀執行の国中糸清多し

御供所 拜殿の傍にあり 平大納言時忠祈願之塔 御供所の傍にあり

櫻擂の西樹 拜殿の前左右に列す

西行腰掛石 擂の樹の傍にあり石上に西行の石像を乗す 長凡一尺五寸余坐像にて

石燈籠 御供所の傍にあり 丸つくにて古物なり 其形雅なり世人これを頓證寺

勅額門 正面の門にあり 額面頓證寺之三字

後小松院御宸筆

同隨身 左源為義 右源為朝 木像 長凡三尺余の像

玉章木 門外の右の傍にあり 樟の大樹にして年毎に時鳥の玉章を巻く 世俗の素性

里俗傳云天皇此国に流され給ひし時郭公の声を聞ひて都のこと

を思ひ出せ頻に哀れ哀れ思ひ給へる

鳥なれども都を忘れぬ此里をなぞ忘れぬと 御製あり

なる哉と人皆其御意を知り哀れ哀れ時鳥の落文哀れ哀れ 他所にも

無[illegible]れ斯方故と者の此地之限り後世好事の者の附会の説[illegible]
甚是非とまつ[illegible]ども時鳥[illegible]烏[illegible]明白[illegible]彼菅丞相の河[illegible]
道明[illegible]烏[illegible]この御縁[illegible]熟の[illegible]
説もいとゞ殊[illegible]天皇の御[illegible]有んか
先年友人[illegible]物[illegible]木葉の巻[illegible]余まぢかに[illegible]
過須白峯[illegible]時里人[illegible]祥[illegible]彼樒の葉の両[illegible]折[illegible]
方[illegible]巻[illegible]恰も玉章のごと

此のごと左[illegible]
右[illegible]巻[illegible]

堆雄[illegible]左右の[illegible]
の品類[illegible]其製密[illegible]

本坊 十三堂の左の方にあり

玄関方丈客殿庫裡官庫室蔵唐門勅使門小袴構

末院 真蔵院室積院一乗坊 池之宮 室積院の傍にあり

圓福寺ふ開[illegible]

茶堂 惣門のあとあり通後の福人 閼伽井 根来[illegible]通の右の傍にあり 弘法大[illegible]

後小松院御宸筆勅額

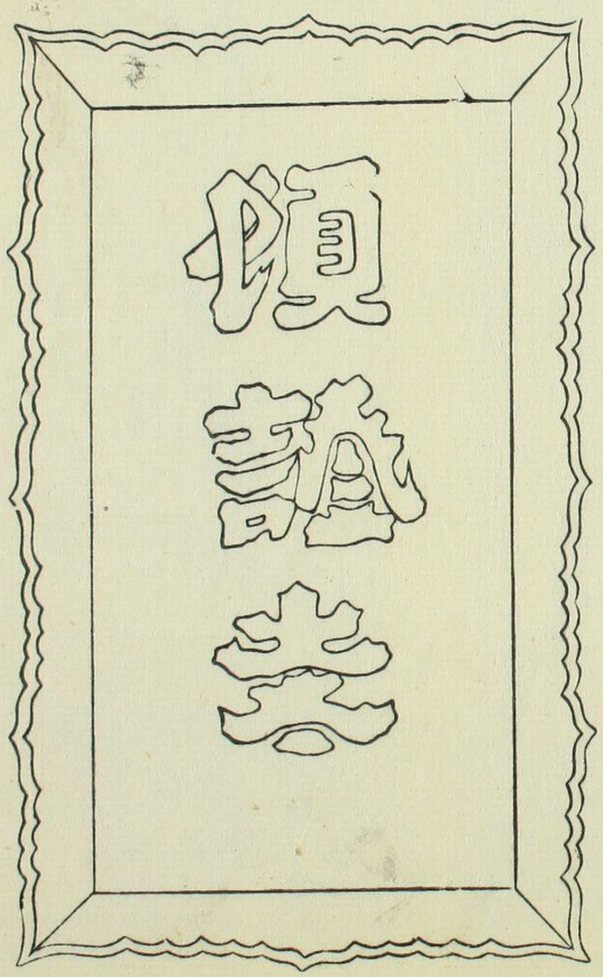

御廟正面之御門ニ掲ル所

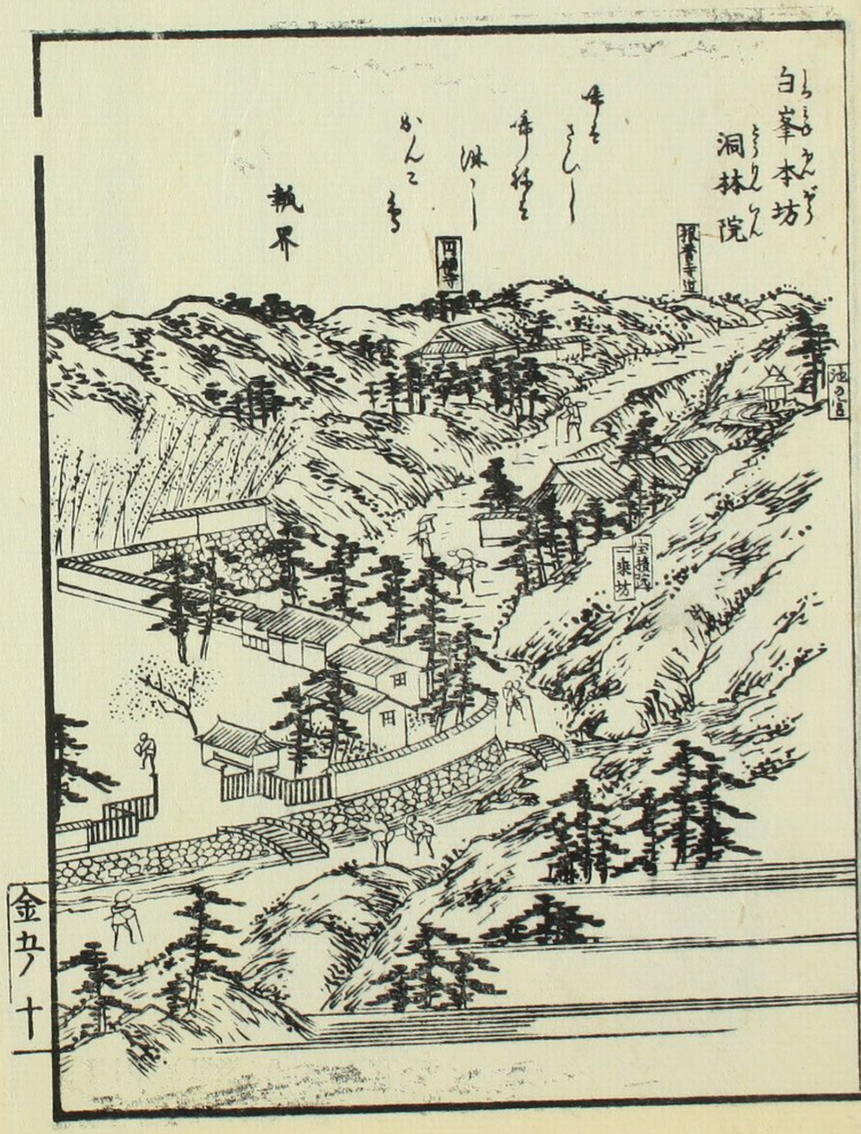

金九ノ十

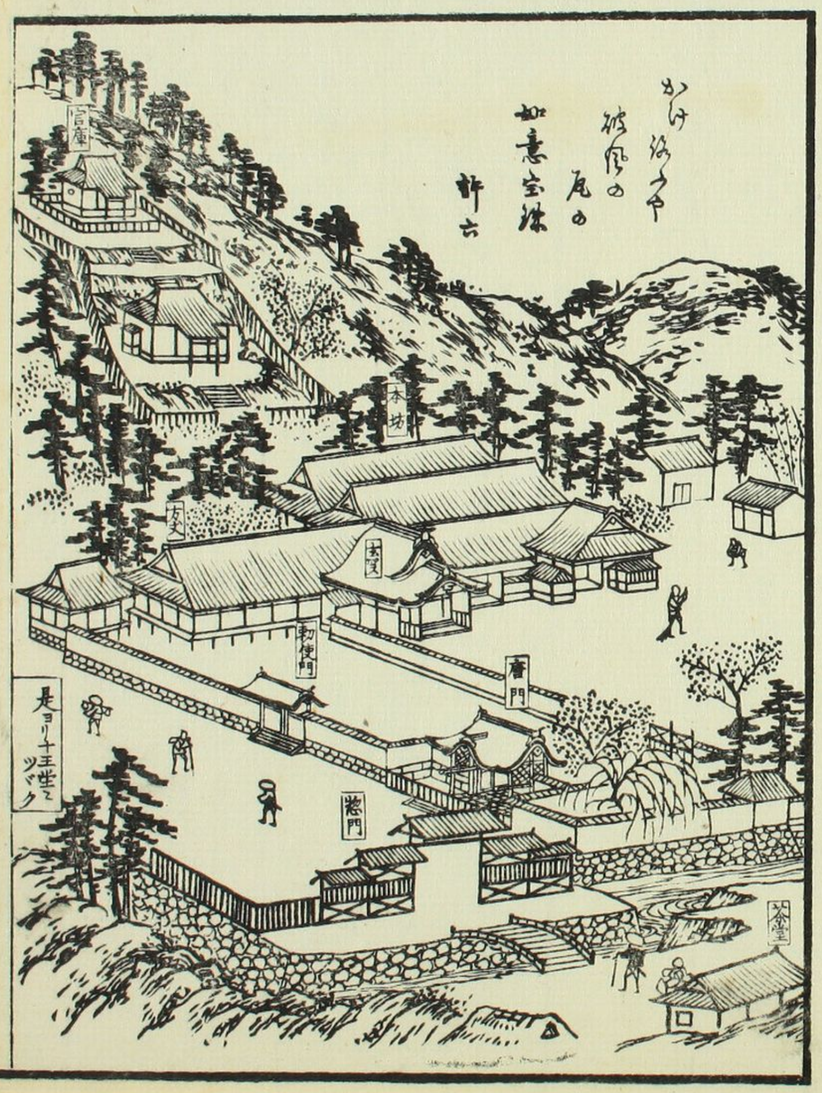

是ヨリ十三丁ツヾク

大門 惣門より三丁許西にいり神谷高屋の西道より登りて出會

右大將源頼朝公之塔 大門の内道の傍山の坦にいり十三重の石の大塔二基こ文治年間崇德院御菩提のため建らる所かなり高サ凡一丈余

琵琶墳 頼朝公塔の右の山すこあり後嵯峨院御奉祀ありし朝千鳥琵琶の星霜と車も折損そ埋もれ墳と変ぜし後代に其支殘と存ぜ

朝千鳥琵琶之由来

抑此朝千鳥の琵琶といふ人王八十七代後嵯峨院當山御寄附あらせ給

五種の霊寶の其一なり此琵琶と朝千鳥と号る緑由を尋ぬるに人王八十三代土御門院と申奉るい後鳥羽院の王子にして建久九年僅に御歳四歳にて即位し給ふ此君常に琵琶を好ませ給ふに父上皇秘藏いとせらるる所の琵琶の三絃の内に流泉の琵琶と云るを譲らせ給しるに順德院に御譲位の後兼久三年御父後鳥羽上皇御謀叛に隠岐國に流さと給ふ此時土御門新院ふも土佐の國に遷さと給しるに御秘藏の琵琶かるる故に配所迄

持せ給ふ然るに御船幾内中國の海を經て當松が浦に著て院警固の武士を呼て弓手に見ゆる高き山い松山にて在ばやと命じ給へば武士謹で命の如く則ち綾の松山と号て崇德天皇の御廟處なりと言ばいと院さ御落涙まして彼御廟所に御乘籠ありて出給へども武士等上聞を憚て後難を恐れて許して奉らざりしかば御力なく船中より御心ぐるの法施いとせらるる彼流泉の琵琶をとり出し場真操石象等の秘曲を彈て給ひしかば不思議なるに磯に集る數多の千鳥たちまち聲とぶらに實に妙音に聞居る躰かな院もまた御意を清て流泉啄木揚真操の三曲を終夜たんて給ひる從ひ奉る武士とえじも心なるに浦人も感じて入て聞居て斯て漸に夜も更て浦人も退散して警固の武士も臥ぬる院ハ盃をとり居て彼御廟所の方に

白峯本堂

崇德天皇御廟

金五ノ十二

昔爲萬乘君
今爲一丘土
君心如此
何時歸
名留無見松丘下骨化爲灰
草澤中石上碑文消不見古
人墳際淚生紅

向ひ再び皈洛の御支を祈らせ給ひしかど既小夜も明まんとする頃不意聯
絡ふと現〳〵ちく松山の方より冷風さつと吹来るとい〳〵〳〵雲中ニ崇徳天
皇いくふいと給ひ朕流泉の秘曲を聞く歡喜せり必らず思し當る支ゆんと
仰いくると院御耳ニ入るゆ是ハ不思儀やと空をんうく崇徳帝を始め
左府頼長公判官爲義八郎爲朝をうめ保元の戰ひ亡び〳〵人〳〵前
後を守護〳〵やく〳〵松山の方へ飛去る院ハ志を〳〵悦ぶせうひいと頼り
く思ひ〳〵くゆ夜も已ニ明ぐゑふぶ時秘曲小感ぜ〳〵數子の衛一度う
ぐゆと立去りる是さうゆく〳〵朝千鳥の琵琶と名づけ給ふされバ神
靈の告させうてニ違ゑび後堀河院四條院ホの二帝を経る土御門院ホ
二の皇子邦仁親王御位ニ即せうゆ則ち後嵯峨院ゑれなう土御門院ニ
ハ土佐の國ゑ後阿波の國ふうぐせ給ひ終ニ彼所ニおいく崩させうゆ

斯る御因縁ゆるゑるなるニよりく後嵯峨院御寿祈ゆせられしゑ
尚此余御奉納の品種とゑい

一唐本法華經　筆者終南山道宣律師
　　（御筆遺墨）

一同二十八品和歌五十六首　則印板經之裏和歌二首宛
　　作者九八人の清書名器之

一青磁香爐　千鳥手　高サ六寸余口徑七寸　世ニあるの香爐と云

一同花瓶一對　深牡丹　高サ二尺五寸　口徑七寸

児ヶ嶽

境内の西の端ニあるく百余丈の山嶽なり傳云景行天皇の御宇此嶽より
一人の児出現ゆ是則横汐明神なりしゑ然れバ日本武尊ニ八十八の水
をあるく〳〵時の支ひちんゆ傷ニふ堂あり不動明王を安置ゆ麓と
青海村と号ゆ嶽より流るる滝水ニゑ流るく松ヶ浦ニ出る

當山ハ往昔ゆ法智澄西大師の建立なり弘法先ニ此山ニ登り峯ニ宝
塔と埋ニ阿伽井とひるく修法を行ひうゑ彼宝塔の地滝つぐとなりて三方

金五ノ十四

小落ク其水今ヲ増減ス〜智證大師ノ唐飯相〜〜金藏寺ヲ止住〜遠
此山ヲ瑞光ヲ放ツヒ〜希有の思ひ〜登山〜〜伺ひ〜祈ヲ尚山に
法守相模坊老翁ヲ沢ド〜祈ヲ此山擁護の霊神法輪弘通の聖者ヲ此
地ハ七佛法輪ヲ轉ド慈尊ノ定の霊地ヲ〜〜則山中ヲ導き教(相)も
ヲ祈ラヒ〜本尊ヲ造立四十九院ヲ草創〜給ふ其後人皇七十五代崇徳院
保元年間當国ヲ遷されヲ給ふ松山の御所ヲ〜〜此ヲ三拾八年敷ガ
岡ヲ六年承後ヲ〜〜終ヲ崩御〜此ヲ御遺詔ヲ〜〜當山西北
の山岳ヲ於ヲ〜茶毘〜當峯ヲ葬ヲ奉る近侍者ヲ遠ヲの阿闍梨
章実〜〜僧国符敷ガ岡の御所ヲ當寺ヲ移〜〜頓證寺と号け御
菩提ヲ吊ひ奉るに御霊魂甚〜〜〜〜〜奇端帝都ヲか
うやき御恨ヲ深ク〜れば御代ヲの聖主世ヲの武将も恐ヲおゾ奉り

御府荘園と寄〻御菩提を弔ひ十二時不断の三昧漢経所と當山と
論旨院宣と成下されてこれを行ひ或ハ法樂和哥捧げ物などと有め
奉り給ふ始ハ瀧後鳥羽と申奉りが法義元年六月廿九日追号あり〻崇徳
院と申奉る其後断え御昇霞を恐れ北堀を厳ふ〻崇敬〻ひ今の為海
河内の西郷ハ治義と寄らる〻所北山の新庄ハ文治年中頼朝公の寄附うり

一崇徳天皇御宸筆尊顕　御厨殿納る歟　一同弥陀名号　良恕親王御裏書　御判有

一同　御自愛笙　一管　一崇徳天皇御感得御舎利二粒　青白

一同　御影　一幅　二品幸仁親王御筆　一同御影　鳥羽義像　鳥羽像　三幅　長慶年

一同　尊号　一幅　増阿筆　今南存〻室庫に蔵ム

抑崇徳院と申ハ人王七十二代の帝にて鳥羽院第一の皇子にて御諱ハ顕仁御
母ハ中宮藤原の璋子待賢門院と号し大納言長実公實ハ娘なり〻と
白河の法皇御養ひ子内裏にて成らる

右大将頼朝公之塔
文治年間頼朝公
崇徳天皇御菩提の
ため荘園を寄附〻
塔を建られ〻
大門の内道の
傍にあり
高九丈
余

元永二年五月顕仁延生まゝ〳〵保安四年の春五歳で御位を即せ給へ関白忠通摂
政〳〵此時天皇の曾祖白河の法皇花存生ゆゑ院中に於て政務を執せ給へ
是を本院と云鳥羽院を太上皇〳〵又新院〳〵申なる大治四年七月七日白川
此法皇在位の時より自ら政務を執行ひ位を譲り給ひ後も堀川鳥羽二帝より當
崇徳帝に至るまゝ院中ふゝ政務を執せ給ふ
白河法皇崩御の後鳥羽上皇譲らせ給へ許さゝ前関白忠實が女泰子の内〳〵
高陽院と申し又藤原の長實が娘得子と云ふ女御〳〵美福門院と申
御羅愛深く〳〵終に政務ふも忘〳〵せ給へ〳〵終る小保延五年美福門院
の御腹に御子延生まゝ〳〵る是を躰仁君と申なる上皇御悦び斜なゝ切ち
今上崇徳院の御猶子と給ひ新帝〳〵上皇御羅愛の余り東宮と定め給へ
斯て永治元年上皇御落飾〳〵〳〵鳥羽の法皇と号し奉る時に年三十九又其年
十二月法皇の御〳〵〳〵ひと〳〵何の故もなく俄に當今崇徳院の御位を変〳〵

古作石燈籠之圖　御廟の傍にあり

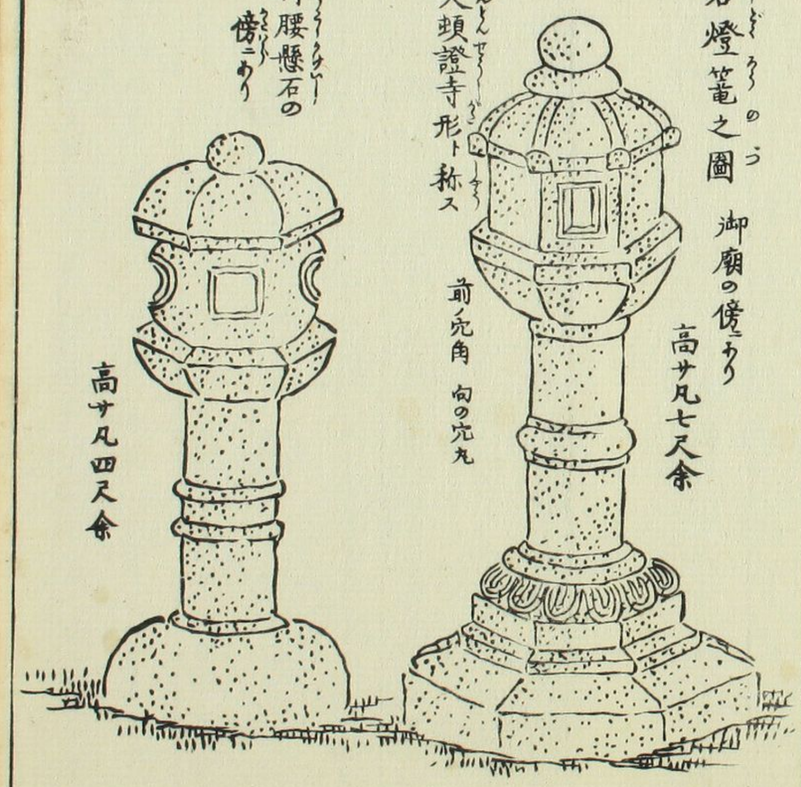

聖仁君と御位を即給へり是則ち七十三代近衛院なり　美福門院と申し奉る
崇徳院は御在位十八年にして幼少にして御位を即き給へり故今年ようやく廿二才
御位をとどめ給へり是ち鳥羽法皇と一院と申崇徳上皇と新院と申し政務をとる
法皇の御寵愛ひとへに新院は何に構へ給へ有る事なく如くなれば是より御中諸
皇不平にて年月を送り給へり　寿二年七月当今近衛院十七歳にて崩ず
給ひぬれば御位は全く崇徳の院の御長子重仁親王へ渡し給へきなれども
法皇の御ことにて法皇第四の御子雅仁を以て御位を即かせる是則後白
河院なり是は待賢門院の御腹なれば新院と御同腹にて余りなる御愛
ぶし美福門院の幼きより養ひ給へり近衛院の崩ずるにて美福門
院ちのにくき斯なるむじ人申合れば弥新院の御恨も深くなりて去程に
此年保元と改元あり　七月鳥羽の法皇五十四歳にして崩御なりぬる

当今新院の御中も日々に添て諍なりし朝暮御心よからざる事の有
ども近習の人々も面々事ふ事も多くて終に御謀叛を思立ん是
く新院は白河の御所へ御幸ありて味方を召給ふ宇治左大臣頼長は関白忠
通と不和にて此度の密謀の頭にて直地に参候せる六條判官為義平
右馬助忠政を召ふ應じて白河に参る為義は子息に義朝一人の外は皆新
院の御方へ参る中に鎮西八郎為朝は強弓の精兵古今無双の勇士なり内裏へ
関白忠道以下と始め武士は下野守源義朝安芸守平清盛に参候して守護
し奉る既に保元元年七月十日の卯の刻に合戦始まる昨夜鎮西八郎内裏へ夜討
をかけんと言上ありしも左府頼長と用ひらるべきに却て官軍寄来り両軍
龍虎の勢ひにて血戦を討先をとるに安らぶ尤為朝が矢に射倒さるる数と
なりぬ然ども官軍は多勢なれば終に新院の軍敗れ左大臣頼長は流れ矢に

羅山集

源為朝

為朝、為義八男也
膂力絶人、猿臂善射、
為義責其剛傲、逐之、
鎮西、故古鎮西八郎、
為朝居豊後国、欲兼領
九国、九国人不肯従、
各築城以拒之、為朝
大戰二十餘回、拔城數十餘
壁、三年之間、九州皆平、
裏、自稱惣追補使、時
為朝年僅十五、其後保
元之難、與為義同奏

崇德上皇之命、与
義朝之兵、大戰、既
而支敗、兄弟多死、
為朝逃竄、而後遷
然、被捕、謫伊豆
大島、為朝押
領諸島、不輸
官祖、嘉應之
年、狩野茂光奉勅
往攻之、為朝放矢、船
覆、而兵士没死、官兵
辟易、不敢近焉、為朝
慮、違勅之罪、而自殺、
非力盡而死也、壯勇氣
弓矢之勁、日本古来
無出其右者

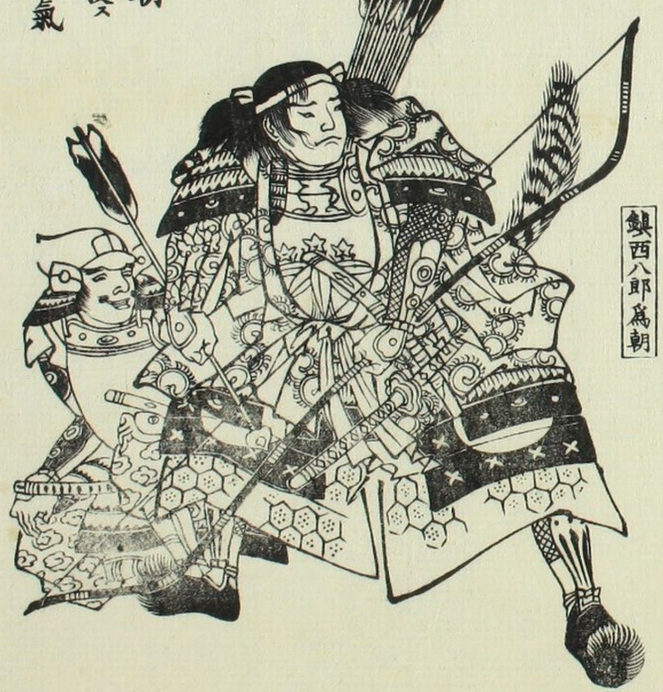

中つゝ死―新院ハ落させ給ひゝ御室の知足院の僧坊とおりゝ落飾したまひ
出家の形になりとせさせ給ひ御戒の師仁和寺の寛遍法務の住坊に御寄宿いとゝ
御製に　さしきや身を法雲になしてゝ霧のそぎに住んべしゝ
憂世にのぎろむ程ハ忘れもゝ覚えぬ夢の中ぬとそもれ
同廿三日　讃岐國に遷―奉るべき旨宣下せらる斯く八月三日讃岐の國に下せ給ふ
是より村田の御所に三年まゝ〳〵戦ゞ間に六年まゝ〳〵終に
崩ぎ給ひ給ひし當山に葬り奉るべ前に著せばれと畧す

山家集　新院にぬさふおゝ―ぬ―ゝ便ふ分ゝ女房のゝゝ
水ぐきのゝき流ゝべお方ぎなるとやゝらい沼ゝ
―　西行
ちぐ遠ゝかゝゝ泡のりぐるとゝ流せ水ぐきのゝ
み女房つゝゝ
いぐ〳〵ゝ憂に分ても物むる袖―遠のゝぐ

かゝとゝ流に志げむ方のゝゝ成君ゝぐで又行ゝゝ久ん
―　西行
頼むゝん志ぐやひゝつよ引ぐも時よゝろく
古今著聞集に新院ハ和歌の道に傳ぎ給ひ給ひ憂事ぎ来りされば
道も廢ぎとぬるかやと悲しく思久ゝ西行法師ゝ蓮会法師ぐゝ
言ぎ集のゝけ絶ぬゝ拝ぎに有ゝ身に悲しゝれ　西行
―
敷金やたゝぬ道もなくゝも君ゝ流と志ぐ　蓮会
山家集　ぬさこま山ぐく松山に中に流おゝまゝけむ
山陰と成ぎれぐゝ
松山の波に成ぐとくゝ舟のやゝ〳〵ゝ
松山の波のゝゝかゝゝゝ
一書に西行法師松山に詣ぐ給ひ君ハなゝ
御廟鳴動ゝく松山の波に法ゝ舟の山縁の廟の中ゝ
―　西行
―　仝

山家集

白峯とて所々御墓の侍るまへにて

よしや君昔の帝の御ゆかりとてもかくらん後を

ふかうはさん　西行

松葉集

みなれそし帝の墓を手向

野の草

のくさ

今

金五ノ九丙

西行撰集拾玉新院の御墓所を尋ね奉らんとて白峯とて所々尋ね侍りしに松の一村

老ぬれば思ひ立ちぬる仕廻にと是をこそ御墓あやと今更かなしく

物もなべてまのあたりに奉り侍りしに清涼紫震の間とやとかなしく

百官はいつくにとせ後宮後房のうてふ女三千の美翠のかんばせ

御まゆ墨ずまかんあをしたせ侍りしに万樹のまゆずみと掌に推せ

のこれる春は苑の裏と事は社は河の原の奥つきせぬ侍りし豈ありしきや

今かくべくしかあてもとろきや他国を正の山中のおぐらの下に拝うべ

しい貝種の声もせぬ法華三昧はくむる僧一人もなく只峯の松ぜの迎へ

きのこ鳥ぞも翔らぬ有さ迄と奉るに涙と底しくぞうき姫あるの

い終りあるしかの侍りしぐも赤ぐかる仏さび乱り侍ぶ〻れば悲しむ

此世なり一天の君万乗の主も今の如くの苦をとなるとも涙〻侍〻

判利も[illegible]宮も藁屋もなしてそしりあるべかれば高位も[illegible]
[illegible]ず[illegible]も数度の波風王もかり給ひしかれども隨生即忘しく[illegible]
[illegible]侍らば只行くとの果ぐさ佛果菩滿の位のぐぜ[illegible]侍るとも[illegible]
思ひづくるまゝに涙をとゞめ出侍りしぐ

[illegible]君むし[illegible]

[illegible]侍りしく盛衰は今始めぬぐ[illegible]
侍りしに此前文に仁安の頃西園寺の[illegible]仕り侍りし次に[illegible]坂の林[illegible]
[illegible]に住ぐりきに[illegible]山家集の下に仁安三年十月[illegible]
[illegible]新院崩御長寛二年より四年後の事なりとぞ[illegible]
[illegible]に御墓を造ぐられ由かれば仁安三年のころなるべ[illegible]又水莖の岡を菴と結び
[illegible]に再び西園寺の[illegible]治承二年のころなれば十二年後のこと

新院崩御の由後白河院申奉りが治承元年六月廿日遂に[illegible]
崇徳院申す御霊を慰め奉らるべく御憤りの数ぐ
[illegible]同三年十二月平相国清盛朝臣と恨み奉り後白河法皇を鳥羽の離宮
押込奉り松殿関白基房を備前に流し太政大臣師長を尾張に流し[illegible]
按察大納言源資方以下月御霊客四十三人の官爵をぐり蟄居せしむ
是なる事ぐ当ぐ崇徳院の御祟りなり申れば程も御夫とぐ
[illegible]奉らとんくく元暦元年六月後白河帝の勅ぐ春日の末北河
原の東に御廟を造営せらるゝなり

大平記卅二巻ノ十

故細川陸奥守頼氏の[illegible]甚式部太夫繁氏と伊豫守[illegible]九国の大将
ぜ下されける此人ぜ[illegible]院宣を賜ぐ延文四年六

月二百餘人病者ハ物狂ひなりしなどハ自ら死しなさく我崇徳院の御怨を蒙りて軍勢の兵粮の料所を充行ひしに係く重病を受しなり天の譴八万四千の毛孔より出血六掬を余る間凍りて風と共に盛なる雪の如く冷やかなる水を飲ども沸湯のごとく暑や堪がたく見助くるに其しるしなく病絶辭世をれば医師注湯の者病の者ども近付人とて傍四五人の中ハ猛火を極て熱しく更に近付人も堪ずして病死七日を富りて卯の刻の刻に黄なる雫一滴ずつ混胃の兵千騎ばかり三方より同時に鬨波とわめく押寄せり雖ども之を敵とせずして心得く世間地獄なる兵ども又百余人大庭に走出て散々に射る箭種つきぬれば打物を引ん進つ入しつ半時ばかりと戦ひなれば獨もなく寄る敵を見人々紅の母衣をかけるを主人余騎大将細川伊豫守が者と家人行吉掃部助が者とを取こなしたり

貫く悪しき思ひの者とは皆打ちうるぞ是者よりや兵どもに二つの首とさしけり
たばこ大手の獻七百余騎勝ぐきと三声どうと作つて飯るとれば此奇よ天さ
上て雲に乗じて白峯の方へぞ飛さりける変化の兵飯りとれば是を防ぎつる
者にも討たれんへつて人も死ぬ手負とんつても悉ぐ逃ぬいるる不思議
ぞと互に語り互ひに問いて暫らくありとば伊豫守も行吉も同時に墓なく
成ぬる誠に不思議なる支ぐもなりける　神霊の新とる支斯のごとし

一松山百首和奇并追哥三十首一軸　頓證寺法樂
右百首外　飛鳥井宋雅卿筆
あぐるに本の色い白峯の雲さへ紅ゆるれのなど　正三位公種
同三十首内
立ぬぐ霞に雪も白峯の外ないづとり余所さんん　九條植通公

一勅額并右両種之漆状　一通ハ飛鳥井殿より富小路殿、
一通ハ富小路殿より富山院主、

一和歌三十首　九條植通公富山御恭詣御自詠自筆則與書有之

金五ノ九三

一鎮西八郎為朝矢　一手
尚高僧知識の作佛御宸筆類経卷数集ホ辨多の有之とぐ多松之瓦器之
少納言の道常宗他世る寺行後卿清書

一白峯縁起　一巻
右ミ内倫首ホミ文多の有之赤
右外歌白峯縁起と雖有之留寺の禅侶を俗姓之高畢と為せば卿
ゆり可牢之由流宣と給ふと有之故世人ひと永宣有ト云

一源氏物語　五十一帖　烏丸光廣卿筆外題大炊御門経名卿筆
右ミ内頭ケの巻紛矢しくふ足ぢり元何ばうの事書そ人とさらば
ぬるホ安永年間東武の浪士大河内軍助とつる人和歌と好く善ば試
時市中の骨董店ミ須ケの巻を求む年と後く後此国ミ行卿一不半
富山ミ緒でく此由と絶あひられとはうせるミ右ふ之の品ミ送ぐば衆人奇

異の思ひとうに南海之考に物実栗之懸ひ和哥者源のをふいろく
自ら本之脇之事まに〳〵く神の導させ給ふ所なりて初ち奉納せりと
其寺僧の物語あり史筆のつゐでこゝふ記也
又天文中制札二枚

禁制

白峯寺

一軍勢甲乙人盗妨狼藉之事 伐採山林竹木事

一寺領中陣所其外申懸非分之儀事

右〳〵條〳〵堅所令制禁也若於違犯輩者可処厳科者也

仍下知如件

天文八年十月 日

讃岐守源朝臣判

右細川讃岐守持隆の事なり

南海治乱記に曰天文八年己未秋細川晴元阿波の諸将小命じく縁州

金五ノ北四

河野と追討せむ中畧細川晴元より大内義隆之牒令〳〵両家より縁召へ攻
入む即河波屋形細川讃岐守持隆と軍將〳〵〳〵阿波讃の五二万餘人
海陸二路に分つく縁召義向人陸五讃召後の北條に到つく芳拾と事
此地ハ崇徳院の御廟頓なれハ深く敬〳〵軍律と厳重に仕そ〳〵
右ハ延文三年伊豫守繁氏復と掠めく神罰と蒙〳〵実に〳〵讃岐守
持隆厳〳〵処方狼藉と禁止〳〵制札と出仕〳〵

禁制

白峯

一軍勢甲乙人亂妨狼藉之事 一伐採山林竹木事

付り放火之事 一相懸寄宿等兵粮米事

右條〳〵當手之輩令停止訖若於違犯族者速可被處

厳科者也仍後仰下知如件

天文八十月日　　長次郎之相判

長次郎ハ三好家の通称〳〵是則三好實休也

後豊前守義賢と号し右の制札又前之字し細川の制札ホ

今と存〳〵當山の什物〳〵

金有ゞ神霊の揭雪事ハ今更之言〳〵〳〵殊更四國霊場の札所ゟ丸ゞ山麓

の嶮路ゟ〳〵〳〵猶人歩〳〵と運ぶ事寒暑陰晴の差別なく日毎之登山

ゟる事間ひなし原来此地ハ松山と号け古之教も緑ゞる名所〳〵〳〵

四面之みる浦里より山絡川辺之つゞく名之〳〵る古跡多〳〵其中之

大門の外下乗の傍之の眺望殊之美〳〵東瀛第一の風景〳〵

松山　南山と又安孟湖之称る故之緩の松山ゟ〳〵〳〵松山と号する故

松山の津松山の郷里あひ山下の田の面と松山の田井〳〵号〳〵

秋吉今〳〵〳〵と君〳〵を松山〳〵〳〵と〳〵せ〳〵ふ事ゞ淫〳〵二條院讃岐

金五ノ北五

松ヶ浦　松山の麓の浦と〳〵　松山の津　同上

後拾遺

松山の松の浦風吹ませ君〳〵ひろ〳〵恋ゝすと見　中納言定頼

一書ゝ　志貝の古哥貝の面と文まひ〳〵〳〵と又赤き鳥居形ひろ〳〵其是非

とまてゝ〳〵ぞ左今少し〳〵

松ヶ浦神社　同所ゝ伊弉諾伊弉冊の二神と勅請し當社の神主冨家淡路

宇治左大臣頼長之の長る師長の後徹る師長保元の乱佐国之配流せる

新流と崇い奉る此国之事り奉仕し新流崩御の後故藤ケ

妙音院関白と称し其徹る頼長之の父君忠実

公冨家と号り絶〳〵ゝ是と称て今〳〵ゝ血縁連綿〳〵

松樹石　松ヶ浦ゟ出ゞ　鍾成蔵し　松石　霊根志ゝ日勢及宇治成頼寺寄石と称し明和三癸六月

又江戸石亭の珍蔵ゝ所ゝ松ヶ浦の力ナ石〳〵ゝあり其余名石〳〵〳〵此浦ゟ出ゝ

磬石　白峯の山中ゟ出る色青く黒〳〵是と称し其音金の〳〵僧侶之と清く石磬す

紐之浦　松ヶ浦の南之ゝあり

松ケ浦ノ産

淡海石亭所藏

雲根志ニ是ヲカナ木ト号シ

漢名ニ曰鉄樹ナベシト云リ

長サ二尺高七寸

色如漆似鉄

同浦之産

松樹石

色赤黑

石面松ノ枝ノ如シ

目方至テ重シ

鉄樹トモ云ベク覽ユ

長サ七寸余

四九二寸五歩

鐘成

所藏

白峯住住子ヨリ得ル所ナリ

金五ノ北六

新勅撰 浪風も長閑なる代のまふりにて網の浦人ゑぬ見ぬ年ぞ

正三位家隆

萬葉

霞立長春日乃晩家流和豆肝之良受打肝乃 軍王

心乎痛見奴要子鳥ト歎居者珠手次懸乃宜

久遠神吾大王乃行幸能山越風乃獨座吾衣

手爾朝夕爾還比奴禮婆大夫登念有我毋草

枕客爾之有者思遣鶴寸乎白上網能浦之海

處女等之燒塩乃念曽所燒吾下情

泊の磯 網ノ浦ニ隣る

浦ゝの磯と多くの名ありかくて浪こそ絶三位行能

青海ノ浦 白峯の麓青海村の海辺ヨリ

南海治乱記ニ

青川氏部少輔ハ數代の居城を明渡て家人従類ハ白峯の御領有

海浦へ引取しめ其身ハ従兵二千人を具し松が浦へ到て培舵の廣島へ渡るト云々

天皇ノ社 白峯の麓青海村にあり土人畑の宮と云天皇の王所と白峯におゐて崇毘し奉りし時其烟ここになびきしゆゑ宮を立て斯ハ号くるとぞ

祭神 一座 崇徳天皇 例祭 九月十四日 則崇毘し奉りし日なりト云

吹雪谷 今泉の谷といふ白峯より高松へ出る街道の右にあり寺より凡十四丁許東之 弘法大師宝珠をうづめて閼伽井と堀ま其井瀧津瀬となりて三ツの谷に流る

乃生崎 白峯の北の麓松が浦の東にあり乃生村の浜より海岸を乃生の端といふ

一説に此乃生の海邊に西行庵を結びて暫く住ゐひしが古跡未詳なりけん

西行撰集抄云過にし仁安のころ西國はるばる修行仕侍りし次に讃岐のみを坂の林といふ所に暫く住ゐ侍りき深山辺のならひの葉をもて庵結びてつま木とりたく山中の氣色花の木ぞへによる風ならでハ人とひくる事の遠のおとの鶉衣月に哀れなるかなしとて事に長夜の曉ごとに猿の声を聞にそぞろに腸をたち侍るかる栖ハ後の世のためにも侍るかとそぞろにたもとをしぼりてなんあることそ斯ても侍るべけれ

浮世の中には思ひとどめじと思ひ侍りしが立離れんと侍りし程に新院の御墓所を拝し奉らんとてト云々

山家集抄曰讃岐のみを坂といふ所にうつまつる松山の小の海辺を能保の林といふ所に新院の御墓所あり是より外に林といふ所見えず今ハ乃生村と書此の字みのを字かくいひて又保といふと音通ひて乃生坂とハ坂もあり 撰集抄の文字符合すれバさも有なん

此地北ハ海三方ハ山にて別世界の如し

名産五加皮茶 白峯にて製す其味善し

本草綱目五加其葉作蔬食去皮膚風湿五加皮根皮也造酒用根皮去骨胃其葉亦可也ト云然ハ茎葉も能ありて病を治するの一品なり

石文蛤 松の浦より出る殻ハ文蛤にして内に肉なく一塊の石あり土佐の白砂昔弘法大師此浦に来り漁家に至て蛤を乞求めらるに漁夫慳貪の心よりしてこれハ石なりとて与へざりしかば忽ち石となりしよし四国偏路にかかる縁多し

白牛山千手院國分寺 国分村にあり平地にして南西なり昊場八十畝の孔所なり

本尊 千手千眼観世音菩薩 之縁長一丈六天 弘法大師作
本堂南向側幸六月十六日十七日両日開扉あり

薬師堂 本堂の左の傍にあり西面す 大師堂 某師坐の左の傍にあり
弘法大師と安仏南向
彌理光仏と安仏佛作ト云

毘沙門堂 大師堂の前にあり多門天王と安仏 鐘楼 毘沙門堂の傍にあり
古鐘なり

茶堂摂待所 東西三ケ所あり 大塔之趾 鐘楼の傍にあり往古の礎石なり

金堂之趾 本堂の前蓮池の辺にあり 蓮池 金堂の趾と本堂の間にあり
古の礎石なり 石橋と如木仏

大樹之枯木 本堂の左に亜て枯て余木やうに異多し

二王門 金剛神の両像と安仏南の正面に 本坊 門外の東傍にあり

夫當寺八人皇四十五代聖武天皇の御宇天平九年詔して一國に一箇の精舎と
建立し給へ則ち行基菩薩勅命を奉つて諸召霊場をひらき給へ所
の一寺なり往古の伽藍宇天正の虐孔に焼亡し今其礎石若干

存せり二王門の前に廣き池あり関の池と云蓮亭くと清く立青遠くしく
愛とし泗君より観音の永供を充給へ所なり
天正年間長曾我部元親四國を押領し時伽藍僧舎霊像秘書を擇
ひ悉く焼却せるに如何いかなる観音堂と経楼とは焼ざるに残りたり諸人
怪思ひ系統に残れ蓮華座のうて観音いと給へ諸人大驚こと此
大縁と人の盛と取ることなくず若男女の人あり夜中に負さりのうへ此縁此
此國にて給ひ給ひ往方世界に到行し給ひ千ん千と祷けども知人ぶこと言なり
往昔より堂前に蓮池あり其池の中に毎夜光物あり衆人怨と怪しく推
池中に其正体見届んやとて二人水練の達者に心も剛のこの所なるに
我池中の怪き物とん面んくく水底に潜りて千手大悲の尊像なりとれば
有難く思ひ南無大悲観世音と唱へ奉る程に水上に浮上り給へ

国分寺

人皇第四十五代
聖武天皇天平十三年
令諸州写經造七重塔
當寺も其時御建立あり
ゝべし
則開基ハ行基菩薩
と聞り

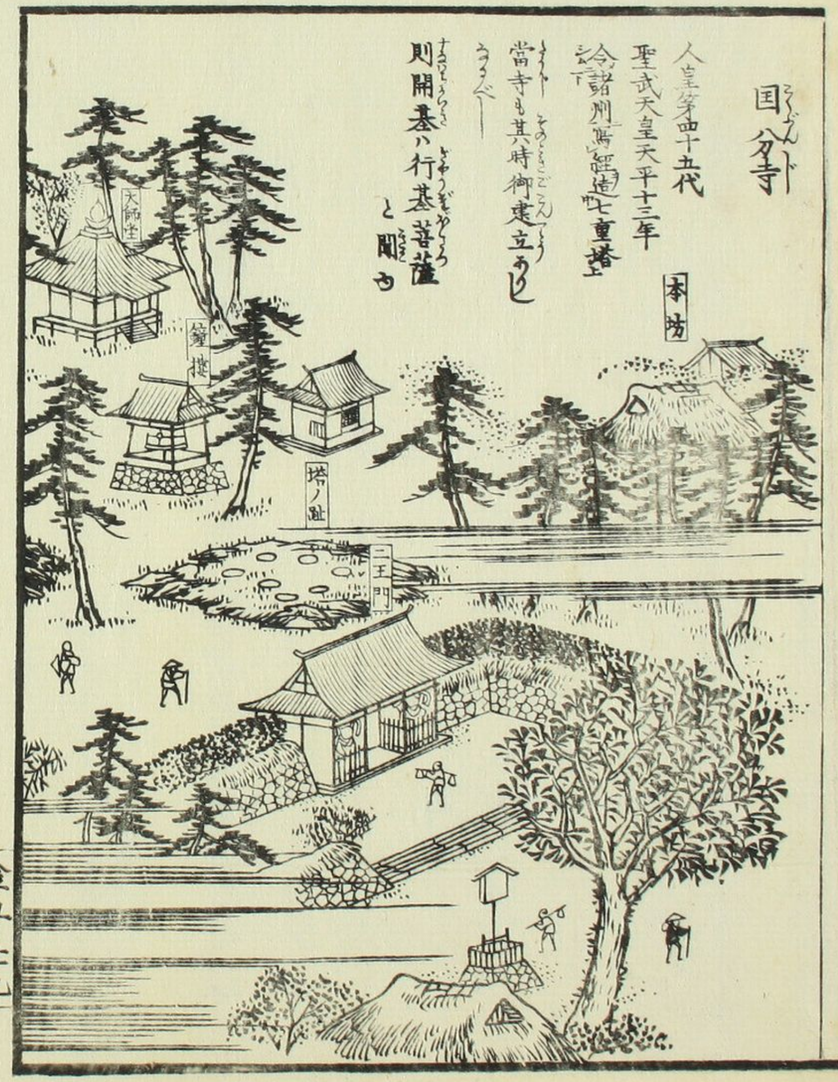

金五ノ元九

蓮池や
今朝
出沢の
ゑひ〳〵
露菊女

地ノ涯の
曙中う
蓮のくれ
壮亮

其時諸人歓喜しつゝ宝号を唱へ奉り各々池中に入て倶に引上本堂に安置し
奉る命しより以来霊験掲焉にして諸願成就せずと言ことなし抑当縁れ
池中にて乱を避給ひし事ハ如何なる善巧方便にて事を知りがたしといへども
寛文年中に国守伽藍を再興し給ひ本尊ハ大縁なれバ轆轤をもつて壇上
に巻上たてまつりし時に奉行役人番匠僧俗老若数百人堂上に並居たりしが
如何ハしたりけん大なる引上奉てなるときに綱きれて本尊忽ち倒れ給ふとなんざる
程に諸人あはて逃さりぬ其倒るゝ聲雷のひゞくが如く堂中たちまち暗夜の如くに
なりぬ爰に伊豫の国河上の大工佐治右衛門といへる者一人逃る暇なくて南無観世音と
一声唱へて則ち尊像に打たれぬ諸人肝を冷しつゝ桐ハ尊像に推けぬべし大工ハうち
殺されつらんと馳集りて見るに尊像をうけとめんじ給ひて彼者ハ一毛と
も損せず恍惚として合掌して有けるとぞまことにありがたくて南

無大悲観世音と唱へまゐらせてぞ堂門の老若男女不思議のおもひをなし倶に
涙をながし異口同音に宝号をとなへて其夜を諸人通夜して念じたてまつり
ぬ近き事なれども其座にありし人今に存命にて語り傳へはべりける堂前に
大なる枯木あり古老相傳ふ観音を作りたてまつりし餘りの木なりとぞ若病
ある人深く観音を念じ奉りて此木を削りて服用すれバ多く病癒ぬるとぞ
四国遍禮の人ハ普く知りたる事なり又閼伽寺の鐘ハ龍宮より供養せる鐘
なりと言傳ふ頃ハ年まぐれも貝売の著ておりしを瘡疾を病しての観音を念じ
奉りて其貝売を取て擦すれバ病たちまちに愈たりし今ハ皆取ちらしてく
其跡のこれり慶長年中に大守生駒一正公の時此鐘就鳴して高松の城下に
取行て六時の鐘とせられ城下にさまざまの怪異ありて疫病流行しさく
止時なかりければ此鐘の崇なりとて忽ぞ本寺にかへし大守を始め僧侶男女

金五ノ四十一

もに國分寺に詣で懺悔せんとて城下漸く辿り度度も止り此地に寺
を造り来る時観音任来し給ひし種を荷ふ人と催促し給ふと諸人の
えらるるなり　以上観音真應集、出

當寺より白峯まふらるる事五十町坂あり是を國分坂と云山経至つて險而
なり俗に國分の裏坂と号し暑中は通路の者も佳ぎなり

國分八幡宮　国分寺より十丁絲東山の拝に坐す村中の生土神と社頭の番は後篇に出る
傳云寛永元年當國の侍士民谷源八堀源左衛門ホ遺恨ありて當社に
馬場先ホ於て双傷ホ民谷ホ運中にて堀ぐるを討る其妻一子ホ太郎
敵と討んと象頭山に祈誓とるに霊験空しかるべし小太郎良幼より武術を好
御生流の奥儀を受け同十七年の春先年父の討る所の傷を於て首
尾よく敵と討ホ也し時小太郎年十七歳其を練凡そ五編に神力擁

獲の霊験なり〻故に世俗これを金毘羅御利生の復讐と称し〻わすれ〻
人口に膾炙せり（按に統俗の世人〻多くこれを是と畧し去れば是を畧し去人曰右復讐の古蹟八社況のサー西にあり〻大門に宮ぜるところなり）

吉水茶堂　笠井村にあり不動庵より白峯より根香寺にいたる半途なり

遍禮八十一番の札所白峯寺より八十二番根香寺にいたる路九五十餘町
都て山経なり南に河野那新居村にいたる金に人家にいたれば是弱の遍路
に脳む事少なし故に去る天保九年笠居村香西の郷士おいて信心堅
の輩ために茶堂を建て行人を助け并に一箇の草屋をもて往暮し徒に宿ら
む　安〻八茶堂の前に其来由を板に記せり

不動堂　茶堂に並ぶ左縁凡一丈許の　加持水　不動堂の前にあり
不動明王の木像を安し　大師加持水と記し

足尾明神社　不動堂の右の傍の山上にあり往来の諸人足の病を救ふ絵馬を奉る鳥居あり
艸鞋とけて祈る病る者は勿論此徒なる諸人も道中の労をうれふと祈り
て俱に草鞋をかくるとて鳥居にかくる所の〻多し〻

金五ノ四十二

青峰山千手院根香寺　白峯より五十町山づたひ八十二番の霊場なり本堂南面

本尊　千手観世音菩薩　立像長三尺八寸　弘法大師作

不動堂　本堂の右に隣る不動明王を安し　大師堂　本堂の左の傍にあり　弘法大師を安し

本坊　境内西の傍にあり　茶堂　石階の半途にあり　二王門　本堂の正面南に向ふ　金剛神の両像を安し

二王門額青峯山　呉趙程赤城筆　時年七十有六アリ

當寺は往昔弘法大師の草創なり千年観音の像を作り一堂を建て安置
し給ふ其後智證大師にて遊息し給ふ時〻原此山に枯木あり其根香氣
いと遠く薫り溪に流れ入る川水香しきこと甚し故に香川と号し遂に郡
名を香川郡と智證大師此木を以て千手大悲の像を作ると丸十躰なり
其一は當寺に安し其余は白峯吉水等に安せり則此枯木の根の香しき故に
寺を根香寺と号し後世俗に根香寺と呼ぶ天正年間火災にかゝりて本

根香寺

南海治乱記曰
天正十三年九月
北日香西の城を
去て西長尾の城に
趣く〳〵紀藤賀山の
城に在つる香西家
數世の證文
家宝ホ根香寺
の佛殿に入る
太る盗賊

寺内のものと
取んとすれ
鎖と下る〳〵
明ど住僧も
強盗の難を恐
れて下山し
山中に入る〳〵盗
賊佛殿ホ火を放
つて去る此時香西
家の證文ホ
本尊諸佛什物ホ
焼亡を世静つて後寺を
取立んとするホ本尊ヲ是を
南に引ろ〳〵半路ぐろ〳〵古寺ヲ是も
開地ホ〳〵吉野の山を像ヲ無住となり佛像ぐろ
残るヲ是を根香寺にて本尊を
今の觀音ハ素吉水寺の觀音ぐろ

弘法大師の

尊および諸佛像經巻什物悉く燒失し其後再興ありの時本尊ハ
時ゝ當寺と白峯の間ゝ吉水寺と云る弘法大師建立の廢寺ゝ此本尊ハ
往昔智證大師の作ゝ給ひし十躰の中なれバ前像同佛なるを以ゝ
安置し尚吉水寺の霊佛霊宝ども藏ゝ漸旧觀ゝ復ゝ然るに享保
年間火災ゝ再び霊宝燒亡ゝ本堂の傍ゝ東を眺め高松の
鎮城より女木嶌男木島小豆島ゝ渡ゝ絶景なり

香西浦　根香寺より一里許東ゝ浦里在家建つゝて賑ゝ東の端ゝ川あり
　　本津川ゝ山川ゝて其幅廣く板橋を架し
郷東川　香西香東の境川なり是より東を香川東の郡なる也香東と云全香東川ゝ
　　香西より北丁ゝ東ゝ流れ
絃打山　郷東川の東西濱村の向ゝ聳ゆ俗郷東山と云
　　弦打の山より出る月影ハ張ゝ言ゝ
　　掛ゝ弦ゝ今日ゝ立ゝて弦打山ゝ霞ゝ

細川道歓

遊絲ノ濱　西濱村より三丁許東北ゝ行ゝ今糸の濱と云ふ傳云此地ハ平生ゝ
　　故ゝ早ゝ春ゝ遊糸ハ春の陽炎ゝ晴ゝ空の雲井の根ゝ
　　陽炎野馬ハ糸ゆゑ遊糸繚乱ゝ迦羅の天ゝ
　　空ゝ此濱四時ゝ
　　濱と云ふ古名琴の濱と
　　又此濱遠ゝ埠況の社ゝ風巣ゝ

重仁親王之古墳　高松の城下の西宮昭村医王山栗王寺の境内ゝ
　　今廢ゝ形ゝの石と小祠ゝ納む
　　と補ゝ頭痛ゝ腦ゝ時藁心ゝ
　　平愈ゝ事ゝ祈ゝ霊験ゝ
　　結人平生ゝ
　　此国ゝ左遷ゝ給ふ其御給ゝ
　　ゝ給ひ給ひ給ひ頭痛ゝ腦ゝ給
　　る者ハ助け給ふと誓ひ給ふ王代一覧ゝ新院ハ出家ゝ給ひ
　　讃岐の国ゝ流ゝ奉る重仁親王も出家ゝ去

又當寺本尊ハ藥師瑠璃光如来ナリ〳〵弘法大師の作ナリ

鷺田ノ荘之古城　高松の城下より南ノ方西ニ五ツ一里半ばかりふり今阪田と又

建武年間細川卿律師定禪ゝ楯籠る荒間香西ゝ屬ず故ゝ高松

三郎合戰ゝおよび大ゝ敗を去ゝ後ゝ追ゝ味方ゝ屬ゝるゝ多ゝ其勢已ゝ三十

余騎ゝおよび近き日京都ゝ攻上らんと勢ひゝるゝ高松三郎早馬ゝ

永劫〳〵注進ゝ〳〵支大平紀ゝ又〳〵ゝ

金毘羅系統名所圖會卷之五終